

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

令和 3 年 第 2 回 沖 縄 県 議 会 (臨 時 会)

令和 3 年 4 月 15 日 (木 曜 日)

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 1 号>

開会の日時

年月日 令和3年4月15日 木曜日
 開 会 午後1時15分
 散 会 午後1時32分

場 所

第1委員会室

議 題

1 乙第3号議案 専決処分の承認について

出 席 委 員

| | |
|---------|------------|
| 委 員 長 | 西 銘 啓史郎 君 |
| 副 委 員 長 | 大 城 憲 幸 君 |
| 委 員 | 新 垣 新 君 |
| 委 員 | 大 浜 一 郎 君 |
| 委 員 | 島 袋 大 君 |
| 委 員 | 仲 村 未 央 さん |
| 委 員 | 崎 山 嗣 幸 君 |
| 委 員 | 玉 城 武 光 君 |
| 委 員 | 翁 長 雄 治 君 |
| 委 員 | 山 内 末 子 さん |
| 委 員 | 赤 嶺 昇 君 |

委員外議員 なし

欠 席 委 員

中 川 京 貴 君

説明のために出席した者の職・氏名

文化観光スポーツ部長 宮城 嗣吉 君
文化振興課長 松 堂 徳 明 さん

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。
乙第3号議案専決処分の承認についてを議題といたします。
本日の説明員として、文化観光スポーツ部長の出席を求めています。
ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。それでは、ただいま通知しました議案説明資料を御覧ください。

本議会におきましては、文化観光スポーツ部では、専決処分の承認についての1議案を上程しております。

資料の1ページを御覧ください。

乙第3号議案専決処分の承認について御説明申し上げます。

この議案は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の徴収する料金の上限を認可するには、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議会の議決を必要とするが、当該料金の徴収は、法人の設立日である令和3年4月1日から行うことになるため、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 ちょっと1点だけ、考え方があれば教えていただきたい。

同議案についてはそのとおりだと思いますけれども、基本的には4月から学校法人としてスタートをした。そういう中で、私ちょっと気になっているのは、この首里城との関係なんですけれどね。首里城の復興計画の中で、やはり今後の修復も含めて、この有識者会議の中から、大学法人—この芸大に修復に関する部署も設置したほうがいいんじゃないか、みたいな意見も入っていたんですよ、見たら。だから、まず1点目は、その辺について内部で議論があるのかなというのが1つ。もう一つは、ずっとやっぱり様々な専門家が言っているように、我々琉球文化の象徴として首里城の復興はどうしても県民一丸となってやらないといけない。ただ、この機会に、今言った、当然、芸能文化もそう、琉球工芸もそう。そういうような、箱物だけではなくてやっぱり中身の部分も、この首里城の復興と一緒にしっかり充実させるべき、復活させるべきというような、やっぱり専門家の意見もあるわけですよ。だからそういう意味で、この学校法人の芸大というのは、県民も含めてもう一度この在り方というのを検討しないとイケないと思っているんですよ。ただ、その辺を検証するものとして、これまでも議論する中で、芸大を卒業してきた皆さんがどの程度、文化、芸能、そういうような仕事に携わっていますか、そういうものでなりわいとしてできてますかという、なかなか、皆さんの部署の部分からは、その辺まではきちんとしたまだ分析はしてませんと。就職率ぐらいはチェックをしてるけれども、具体的に、芸大で勉強したものを生かして仕事に就いてるのがどれぐらいかというのはなかなか明確なものがないんですよ。部長も就いたばかりでもありますから、まず1点目は今言った、この首里城の復興に関しての部分で、議論があるのか。そして2つ目の、今後首里城との関係、あるいはこの芸大を卒業した皆さんの進路等について、きちんと分析して、今後、首里城の復興と一緒に内容も充実させるべきじゃないか。県民と共に歩んでいくという

意味でも、その辺は数値化すべきじゃないかという部分について、何か議論があれば、答弁をお願いします。なければ、そういう意見も踏まえて今後内部で検討していただきたいという要望にしたいと思いますけれども、どうですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 この承認いただきたい議案との絡みでもまずお話したいんですけども、法人化の主なメリットという部分につきましては、理事長が一定の権限を持って、そのリーダーシップにより自立的、機動的な大学に、それから教育分野、研究分野に対する迅速かつ柔軟な意思決定が可能になるという部分。それから予算の面に関しましても、県の予算運営に縛られない自立的、機動的な予算配分、執行管理が可能というところで、同じように教育分野、それと研究分野の質の向上につながるものだというふうに、そういうメリットを考慮して今回法人化されたものだというふうに認識しております。

委員おっしゃる首里城の復興に関しまして、芸大の学生または卒業生の人材をどういうふうに活用していくかということにつきましては、首里城復興に係る基本計画に、芸大の人材の育成という部分は位置づけられてはいるようですけれども、具体的な、どういうふうにして活用していくのかという部分については、教育庁の文化財課等を含めた関係課とこれから議論するというような段階でありますので、そういう意見も踏まえて、文化観光スポーツ部としてはぜひとも、芸大の学生、卒業生のノウハウを活用でき得るのであれば活用してほしいというふうな形で、調整できればなというふうに思っております。

○松堂徳明文化振興課長 芸術大学を卒業された卒業生の進路としてはですね、主に芸術系の進路として、陶芸や染色、作家活動とか、あるいは取得した技術を生かせる陶芸とか紅型一染色の工房とか工芸の会社のほうに、就職とかしております。我々としては卒業した後についても、現在、芸大芸術振興財団のほうからの地域芸術活動の助成等を含めて、そういった文化団体を支援するとともに、県としても文化団体等に対して様々な事業を通して補助を出しているというところで、卒業生の皆様をそういった就職につなげる、または就職後もそういった文化芸術活動ができるような取組をぜひ推進していきたいと考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 頑張ってください。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法等について協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第3号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は、これを承認することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎